

2022年8月19日

埼玉労働局長 久地良 俊二 様

埼玉県労働組合連合会
議長 新島 善弘
埼玉県さいたま市浦和区高砂3-10-11
第1木村ビル2階

2022年度埼玉地方最低賃金審議会の答申に対する異議

1. はじめに

埼玉地方最低賃金審議会は、中央最低賃金審議会が示した目安を受け、8月5日に現在の956円から31円引き上げる「時給987円」を答申しました。

目安審議が8月にずれ込むなど厳しい審議日程の中、公労使三者の合意として10月1日実施に間に合う日程で答申したことは評価されるもので、事務局の埼玉労働局賃金室をはじめ、埼玉地方最低賃金審議会における公労使各委員の皆さんのこの間の努力に敬意を表します。

しかしながら、結論として今回の引き上げ額では、生計費原則の視点からは到底納得のできる引き上げ額ではないこと、依然として東京都との格差が月額でおおよそ15000円もあり、私たちが意見陳述で主張した労働人口の流出の解消という点からも、十分に納得できるものではありません。

よって、埼玉労働局一般公示第36号により、以下の通り異議を申し出ます。

2. 異議の内容

全国加重平均1000円以上という政労使合意の金額を実現し、東京との格差を縮める引き上げ額にすること、専門部会の全面公開をすること。合わせて、中小企業にとって実効ある支援策を国に対して強く意見することを求めます。

3. 異議の理由

(1) 生計費原則に基づく必要額に近づけ、東京との格差を少しでも埋める改定額に

最低賃金は、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資する」（最低賃金法第1条）ことを目的としています。残念ながら上記の改定額では隣接する東京との格差は、月額換算で約15,000円の開きがあり、公正な競争力という観点から法の要請に応えたものとはなっていません。東京都との格差がある限り、東京に隣接する埼玉県の労働者が、同一の労働でより高い賃金を求めて東京に職を求め、結果として人手不足を解消することができません。

コロナ禍・物価高騰という事情により、最も経済的影響を受けているのは、最低賃金に大きな影響を受けるパートタイム・アルバイトなど非正規労働者です。

埼玉労連としては、現在の最低賃金制度の中で可能な限りの引き上げを求めました。しかし、結果として生計費原則に応える水準との乖離が依然として大きく、東京との格差が縮まらない状況であること、意見陳述後の審議会（専門部会）が非公開であり、私たち埼玉労連と加盟組織による意見陳述を受けて、どのような議論がなされ、31円という改定額に至ったのかの詳細が分からない以上、今回の答申額が生計費原則の水準に近づけ

ることを目標とした政労使合意の1000円に及ばず、東京との差が依然として大きい点をもって異議を申し上げ、コロナ過・物価高騰で疲弊した経済を立て直す視点からも、さらに1円でも2円でも引き上げる改定額にすることを求めます。

(2)当事者代表の審議への参加と専門部会の全面公開を

埼玉地方最低賃金審議会の運営については、審議の公開において大きな前進が見られますが、最賃額の改正決定についての具体的な議論の場となる専門部会の審議については、議事録も含め依然として非公開であり、決定額に至るまでの議論の過程を公にしていません。これではどのような議論が交わされ、今回の決定額987円に至ったのか、一般の県民、特に最低賃金に影響を受ける多くの非正規労働者は、まったく知ることができません。

私たち埼労連に加盟する産業別組合の多くは中小零細企業の労働組合です。実際に中小企業で働いている労働者の声を審議に反映させるためにも、当事者を組織している労働組合から労働者委員を任命するなど、民主的な審議会運営にすることと合わせ、審議会だけでなく、専門部会の全面公開について、今後の課題として積極的な改革を求めます。

(3)実効性のある中小企業支援策を求めて厚労省へ働きかけを

意見書にも書かせていただいた、社会保険料の減免など中小企業の支援施策の実行を促すため、国に対して埼玉地方審議会としての具体的な意見をあげてください。

以 上